

ひきこもりかなと思ったら…

鏡野町における“ひきこもり支援の対象者”の定義

「中学校卒業後から65歳未満であって、おおむね6ヶ月以上社会から孤立している状態にある者」としています。



ひきこもりの回復に必要なのは…

**本人が
安心・安全と感じられる環境**

**本人自身を
理解してくれる人の存在**

- ◆ **誰でも**ひきこもりになる可能性があります。
- ◆ まずは、地域で**本人や家族が孤立しないように、見守っていく**ことが大切です。
- ◆ ひきこもりに関する相談を受けた方や気になる方がいる時は、町の相談窓口につなぐなどして、**お一人で抱え込まず、ご自身が孤立してしまわないようにしましょう。**

ひきこもり相談窓口

鏡野町では、「ひきこもり相談窓口」を設置しています。

相談は、本人はもちろんどなたでもご利用できます。「ひきこもり」は決して、個人や家族の責任ではありません。一人で抱え込まずに、お早めに悩みをお聞かせください。

リーフレット設置場所

- ・ 鏡野町総合福祉課
- ・ 鏡野町ペスタロッツ館
- ・ 鏡野町中央公民館
- ・ 奥津振興センター
- ・ 上齋原振興センター
- ・ 富振興センター
- ・ 鏡野町社会福祉協議会
- ・ 鏡野町地域活動支援センター
- ・ ぶきのとう
- ・ 津山地域障害者基幹相談支援センター
- ・ つばさ

※随時、設置場所を増やしています。

ひきこもりとは

●鏡野町における「ひきこもり支援の対象者」の定義は「中学校卒業後から65歳未満であって、おおむね6ヶ月以上社会から孤立している状態にある者」としています

●誰でも、可能かたでも、ひきこもり状態となる可能性があります

●「逃げ」や「甘え」ではありません

●家族の育て方が間違っているから、というわけではありません

●ひきこもりには発達障害や精神疾患が関連している場合があります

ご相談内容に応じて
こんなときはお知らせください

- ・ 学校へ行けない
- ・ 就職のこと
- ・ お金のこと
- ・ 障がい者雇用のこと
- ・ 障がい(知的障害・発達障害など)や精神的な病気(うつ・統合失調など)かもしれない
- ・ 障害福祉サービスを利用したい(就労移行支援・ヘルパーなど)
- ・ 交流・活動を出かける場を探したい

鏡野町ひきこもり相談窓口
(鏡野町総合福祉課内)

〒708-0392
岡山県吉田郡鏡野町竹田 660

TEL 0868-54-2986
FAX 0868-54-2891

お電話の際は
「こもりびとについて」と
一言添えてください

受付時間

〇月～金曜日
〇午前8時30分～午後5時15分
(祝祭日・年末年始を除く)

memo

伝言やメモに際したり、窓口にご相談したい事や伝えたい事等を添えてお願ひください。

お問い合わせ先

鏡野町総合福祉課 福祉係 ひきこもり相談窓口 電話 (0868) 54-2986